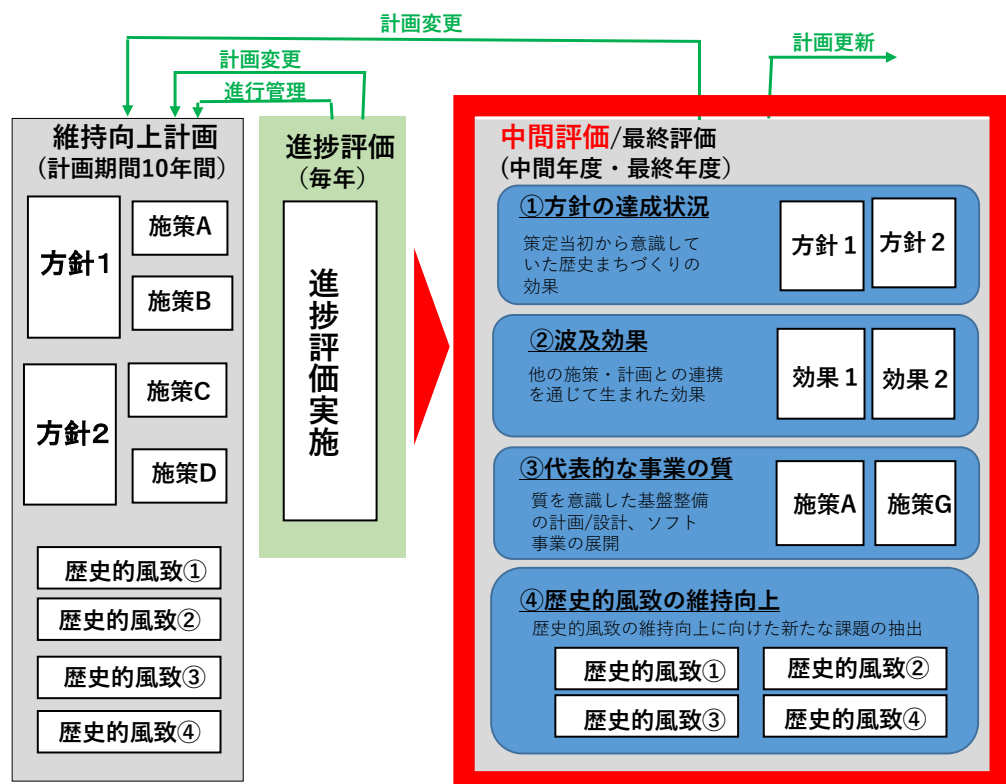


鎌倉市歴史的風致維持向上計画の最終評価について

1 鎌倉市歴史的風致維持向上計画の進行管理と最終評価との関係

- 歴史まちづくり法第8条に基づき、計画期間中、計画の評価の実施が求められる。
- 令和7年度は、第1期計画の計画期間（平成28年1月25日認定）の最終年にあたり、**最終評価を取りまとめる**必要がある。
- 最終評価にあたっては、**外部評価**を行う必要があり、**評価委員（有識者）を選定**したい。
- なお、最終評価の実施にあたっては、法定協議会の意見を聴取する。

図1 計画評価の内容・進め方



2 代表的な事業の選定について

- 令和7年度の歴史的風致維持向上計画の最終評価の上記図1の「③代表的な事業の質」の項では、**代表的な事業を選定し**、計画、設計、整備、ソフト事業の展開などが、地域の歴史まちづくり・文化財の保護、景観の形成等との関係から適切なものかなど、実施した事業を質的な観点から評価を行う。
- そこで、国マニュアル（歴史的風致維持向上計画の進行管理・評価制度に基づく「最終（中間）評価シート」作成ガイド）を参考に次の5つの視点を加味し、
 - ①中間評価後の計画の見直しで重点化及び追加・内容の見直しを行った事業
 - ②拠点施設の整備や重点区域における事業
 - ③価値の高い文化財等に係る事業

- ④歴史的風致へ及ぼす影響の大きな事業
- ⑤国補助事業を活用している事業

以上から、代表的な事業（事業の質を評価する事業）として次の**4事業を選定**したい。

なお、対象事業の中にソフト事業を1事業選定することとした。

（「代表的な事業の選定の考え方」の詳細検討は別紙のとおり）

- ①**歴史的風致形成建造物保存整備事業** 【重点化事業】
- ②**歴史的遺産をつなぐ散策路等整備事業**
- ③**史跡環境整備事業** 【重点化事業】
- ④**鎌倉市にふさわしい博物館事業** 【ソフト事業】

（参考・中間評価時外部評価の対象事業）

- ①歴史的風致形成建造物保存整備事業
- ②史跡環境整備事業
- ③郷土芸能普及啓発支援事業
- ④史跡永福寺跡環境整備事業
- ⑤（仮称）鎌倉歴史文化交流センター整備事業

3 外部評価員の選定について

- 1頁の図1の「③代表的な事業の質」の評価をお願いする外部評価員の選定を行いたい。
- **外部評価員**については、鎌倉市の歴史的まちづくりや文化財について豊富な知識と経験を有する学識経験者から1名を選定する。
人選については、今後とする。